

2008 年度卒業論文

山田正雄ゼミナール

## 情報関連法試論

<新しい枠組み～情報関連法は成立するか～>

日本大学法学部 法律学科 4年

学籍番号：0510029

益田 千裕

- 目次 -

はじめに	2
1 「情報」と法律	3
1.1 「情報」	3
1.1.1 「情報」とは	3
1.1.2 「情報」の法的地位	3
2 憲法関連問題	14
2.1 表現の自由と名誉毀損	14
2.1.1 表現の自由	14
2.1.2 名誉毀損の特徴	
2.1.3 判例	
2.2 表現の自由と青少年保護	14
2.2.1 サイバーポルノ	14
2.2.2 学校裏サイト	14
2.3 プライバシー権とパブリシティ権	16
2.3.1 プライバシー権	
2.3.2 個人情報保護法	
2.3.3 パブリシティ権	17
3 民法・商法関連問題	18
3.1 電子商取引と電子商店	
3.1.1 電子商取引	
3.1.2 サイバースペース上の契約	
3.2 ネットビジネス	
3.2.1 ネットビジネス	
3.2.2 コンテンツ著作権	
3.2.3 商標とドメインネーム	
3.3 消費者保護	
3.3.1 特定商取引法	
3.3.2 ネットショッピングとネットオークション	
3.4 金融証券取引法	

**4 刑法関連問題 . . . . . 17**

- 4.1 サイバー犯罪
  - 4.1.1 サイバー犯罪
  - 4.1.2 規制する刑法
- 4.2 サイバー犯罪の種類
  - 4.2.1 不正アクセス
  - 4.2.2 コンピュータウィルス
  - 4.2.3 スパイウェア
  - 4.2.4 フィッシング・ファーミング
  - 4.2.5 スпамメール

**5 知的財産法関連問題 . . . . . 18**

- 5.1 デジタル著作権
  - 5.1.1 デジタルコンテンツ
  - 5.1.1 知的財産法
  - 5.1.2 著作権法
- 5.2 具体例
  - 5.2.1 Winny 事件
  - 5.2.2 MP3 問題
  - 5.2.3 ナップスター事件
  - 5.2.4 ポスト・ナップスター
  - 5.2.5 私的録音録画補償金制度
  - 5.2.6 ソフトウェアの不正コピー

**6 訴訟法関連問題 . . . . . 30**

- 6.1 国際裁判管轄権と準拠法
  - 6.1.1 国際裁判管轄権
  - 6.1.2 準拠法
  - 6.1.3 国際条約
- 6.2 裁判外紛争処置

**おわりに . . . . . 33**

**参考文献 . . . . . 34**

## はじめに

近年、仮想社会は現実社会に同化してきたと言っても過言ではないだろう。

コンピュータ技術と通信技術の進歩により、急速に普及していったインターネットは、通信コストの低廉化とブロードバンド化を追い風にして今では私たちの属するどの環境にもパソコンがあるといえる状況になった。総務省によればインターネットの世帯普及率は85%を超えるまでになっている。水道や電気といった現在では当たり前を整備されている生活インフラのように情報インフラとしての地位を確立しつつあるインターネットだが、その普及とともにトラブルも急増している。例えばスパイウェアや掲示板の悪質な書き込みによる問題など身近な問題として考えている人も多いだろう。

情報技術が急速に発展しつつある今日の高度情報化社会においては、様々な情報が大量で瞬時かつシームレスに行き交うことになる。このように便利なインターネットだが、その特性上様々な問題がわきあがってきた。

これらの問題に対して、当初は旧来の法律の改正で解決していた。しかし、冒頭に述べたように従来は仮想社会とされていたサイバースペース上の空間が現実社会に同化してきている現在では、旧来の法体系の枠組みでは対処しきれない問題が浮上してきている。そこで、旧来の法律の改正や延長ではカバーできないものも付け加えて、旧来の法体系のパッチワーク的なものではなく、新しく「情報関連法」という新しい法体系は成立しえるのかを考察したい。

本論文では従来法律の枠組みから情報に関する法律を一つずつ検討しながら、そこにひそむ法的問題を明らかにしながら、情報関連法という枠組みが成立する可能性を探っていく。

## 1 「情報」と法律

### 1.1 「情報」

#### 1.1.1 「情報」とは

本論文において「情報」に関係する法を考察する前提として、「情報」というものから検討する。

「情報」とは法律上に確定した定義づけはされておらず、一般的には①あることについてのしらせ ②判断を下したり行動を起したりするために必要な、種々の媒体を介しての知識とされている<sup>1)</sup>。

ここで注意が必要なことは、情報は「無体物」であるという点である。原則として、民法における物権の客体としての「物」は有体物、すなわち空間の一部を占め有形的存在を持つ物をいう(民 85 条)。したがって、土地、建物のような不動産、自動車、洋服、液体や気体も有体物として物権の客体となるが、電気<sup>2)</sup>・熱・光といったエネルギーや音、言葉等による表現、アイデアなどは無体物なので民法上の物ではないということになる。情報は、いうまでもなく有形的存在を持たない無体物である。情報が記録されているもの、例えば文字情報を掲載している紙やデータを保存しているメディアは有体物だが、情報それ自体は無体物なのである。しかしながら、法律は一定の無体物、特に人間の知的活動からうみだされる知的財産については、これを知的所有権(知的財産権)として民法上の物権と同様に保護している。

本論文で取り上げる種々の「情報」は、保護客体としての無体財産に属し、あるいはこれに含まれるものである。具体的には、技術的創作たる情報に係るものとして特許権や実用新案権、そして不正競争に関する権利、文化的創作たる情報に係るものとして著作権などがある。これらの権利に関する法律、すなわち特許法、実用新案法などの工業所有権法、不正競争防止法および著作権法等が、情報に関係する法律であるといえるだろう。

#### 1.1.2 「情報」の法的地位

そこで重要なのは、今日の我々の社会において「情報」が法的にいかなる位置にあるのかということである。「IT (Information Technology)」が身近な話題になり「高度情報化社会」が現実のものになったといえるのはここ数年の話であるといえるだろう。しかし、「情報」が社会において重要な価値を有していたのは、何も最近に限ったことではないし、コンピュータやインターネットの世界だけの話でもない。身近な例でいえば、例えば、大学のある講義科目の試験に関して、試験に出される内容の範囲や参照資料の有無などの情報を有しているかいないかでは、その試験に向けての勉強の効率も変わるし、試験の結果そのものにも重大な影響を及ぼすかもしれない。まして、それが教員から生徒に掲示等を通

<sup>1)</sup> 広辞苑(第五版)

<sup>2)</sup> 刑法 245 条により電気は窃盗罪等の保護法益としての「財物」の特例とされている。

さず、直接授業中に口頭で伝えられたものであれば、その情報は授業に出席していた生徒と出席していた生徒から聞いた生徒、またその生徒から聞いた生徒では食い違いが生じる可能性もある。いずれにせよ、時に秘密であったり、技術的であったりと、様々な形態をとるその情報の有無が特定の者に何らかの利益もたらす可能性があると考えれば、その者にとっては当該情報をコントロールするということが大変重要になるといえる。つまり、他者が有していない一定の情報を保有する者はその情報を独占的に用いることによってあらゆる場面で他者に対して優位に立つことができるし、特定の他者に対して情報を与えることで利益を得ることもできるだろう。逆に、そういった独占的に保有している情報を他者によって窃取されたような場合には、それは情報以外の財産と同様に、当該情報の保有者にとっては大きな損失になりかねないということでもある。そのようにして損失を被った場合それをどのように填補したらよいのか、あるいはいかにしてそのような事態を未然に防ぐことができるのかが、我々にとって重要な関心事となる。以上が、「情報」が保護法益たる所以である。

## 2 憲法関連問題

### 2.1 表現の自由と名誉毀損

#### 2.1.1 表現の自由

「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」と規定して、憲法 21 条 1 項では表現の自由を国民の権利として保障している。表現の自由とは、人の内心の精神作用を、外部に向かって公表する精神活動の自由のことをいい、個人が言論を通じて自己の人格を発展させるという個人手金価値（自己実現の価値）と、言論活動によって国民が政治的意思決定に関与するという民主制に資する社会的な価値（自己統治の価値）を持つ<sup>3</sup>。二重の基準論によれば、「表現の自由を中心とする精神的自由を規制する立法の合憲性は、経済的自由を規制する立法よりも、特に厳しい基準によって審査されなければならない<sup>4</sup>。」民主制は一人一人が自由に意見を述べてはじめて成立する制度であるため、精神的自由の保障により機能している制度といえる。そのため、表現の自由は国民に必要不可欠の権利であり、民主主義の根幹をなすものであり、この自由を制約する場合には、立法府の判断を司法府が厳格に審査すべきであるという考えに基づいている。

したがって、インターネット上の情報発信に関する規制についても、表現の自由を不当に制約する立法は許されず、表現の自由を規制する場合には厳格な違憲審査を受けることが必要となる。

#### 2.1.2 名誉毀損の特徴

名誉毀損は情報を発信することによって生じる代表的な権利侵害である人格権侵害である。人格権侵害とは、名誉、氏名、肖像、プライバシーなどの人格的利益に対する侵害の総称である。

インターネット上でも名誉毀損に対する様々な争いが起こっている。インターネットの掲示板などで行われる誹謗中傷は、既存メディアと比較して無秩序になりやすいが閲覧者が多くなると無視できない影響力を持つ場合がある。

ある人の社会的な評価を低下させる言論に対しては、不法行為として損害賠償や差止め請求しうる。しかし、法的な責任を問うことについては表現の自由との関係が問題になる。真実性・相当性のほうりは、そのバランスをとるために重要な役割を果たしてきたといえるが、既存のマスメディアを念頭に議論がなされてきたものである。したがって、例えば電子掲示板で行われる告発に、真実性・相当性の法理がどのように考慮されるのかは必ずしもあきらかではないといえる。

インターネットでは、名誉毀損を行った者が誰だかわからない場合も多く、新聞社や出版社のようにないようコミットする媒介者も必ずしも存在しない。そのため、発信者に対してどのように責任を追及するか、発信者が特定できない場合に誰が責任を負うかとい

<sup>3</sup> 芦部信喜『憲法』（岩波書店、第4版、2007）140頁

<sup>4</sup> 芦部信喜『憲法』（岩波書店、第4版、2007）181頁

う問題が生じる。

また、誰でも情報を発信できる場においては、本来言論に対しては言論で反論すべきではないかという対抗言論もある<sup>5</sup>。そもそも、ある発言が名誉毀損に当たるかどうかは、それが行われた文脈を抜きにして評価することができない。ネットウォークのような新しい言論の場におけるコンテキストをどの用に評価するかは、難しい問題である。

このほかにも、ある人が、ネットワーク上でハンドルネームを継続して使っている場合に、本名ではなくそのハンドルネームをあげて誹謗中傷することは名誉毀損になるか、といった問題もある。

### 2.1.3 判例

#### (1) ニフティ現代思想フォーラム事件

会員の行った名誉毀損に関して、パソコン通信事業者の責任が争われた先例。1994年4月21日に大手パソコン通信事業者であるニフティ株式会社と同社のネットワークで中傷文を書き込んだ匿名会員、中傷文が書き込まれたフォーラムの管理者(システムオペレーター。以下「シスオペ」という)に対して、会員の女性が、東京地裁に名誉毀損の訴えを起こした事件。

シスオペは問題となった発言の削除を求める原告からの申し出があった後、原告に対し、名誉毀損に当たる発言部分を特定することを求め、削除の場合原告の要請に基づくことを付記することを申し出ている。しかし、原告は、これを拒否し、原告からの要請であることを明らかにせず発言を削除して欲しいと申し出た。シスオペが削除の理由などを問われた場合には答えざるを得ない旨を伝えたところ、信頼できる人に相談するので待つて欲しいとして削除要求を保留した。その後削除を求める要望書が代理人から出されたため、シスオペは当該部分を削除している。

1997年5月の東京地裁の判決<sup>6</sup>では、発言が行われたフォーラムを直接管理していたシスオペについて、「他人の名義を毀損する発言が書き込まれていることを具体的に知ったと認められる場合」に、「その者の名誉が不当に害されることがないように必要な措置をとるべき条理上の作為義務があったと解すべき」であるが、発言の「常時監視」や「全ての発言の問題性を検討」といった「重い作為義務を負わせるのは相当ではない」としている。そして本件については、シスオペが削除しなかったことは必要な措置を怠ったものであるとして、シスオペの不法行為責任を認めている。なお、パソコン通信事業者であるニフティには、シスオペに対する使用者責任が認められている。

その後、名誉毀損を行ったとされる当事者、シスオペ、ニフティの被告全員に控訴され、2001年9月5日に東京高裁の判決が出されて確定している<sup>7</sup>。東京高裁は、シスオペについ

<sup>5</sup> 高橋和之『インターネット上の名誉毀損と表現の自由』

<sup>6</sup> 東京地判平9・5・26判時1610号22頁

<sup>7</sup> 東京高判平13・9・5判タ1088号94頁

て名誉毀損等の発言の存在を具体的に知ったと認められる場合に必要な措置をとるべき条  
理上の作為義務が生じるとしているが、本件においてシスオペがとった措置は適当である  
として、その不法行為責任を否定している。

## (2) 都立大学事件

大学のシステム内に名誉毀損に当たる発言を含む Web ページが開設され、被害者からの  
申出にも関わらず削除されなかったとして、発言者とともに、システム管理者としての大  
学が訴えられた事例である。発言者の名誉毀損は認められたが、大学の責任は否定された。  
東京地裁は、「管理者が被害発生防止義務を負うのは、名誉毀損文書が発信されていること  
を現実に発生した事実であると認識した場合であって、名誉毀損に該当すること、加害行  
為の態様が甚だしく悪質であること及び被害の程度も甚大であることが一見して明白であ  
るような極めて例外的な場合に限られる」として、大学側管理者の削除義務を否定する判  
断を下している<sup>8</sup>。ニフティ現代思想フォーラム事件の判決とは責任の範囲についてかなり  
異なった判断を示したとする評価もあるが<sup>9</sup>、情報の発信者と受信者の全てに対してサービ  
ス提供契約を締結しているパソコン通信事業者と、インターネット上でサーバーを運営し  
ている大学の性質の違いを考慮したものであるとも間和えられる。

## (3) 2チャンネル対動物病院事件

インターネット上の電子掲示板である「2ちゃんねる」<sup>10</sup>において、名誉を毀損する発言  
が書き込まれたにも関わらず、掲示板管理者がそれらの発言を削除するなどの義務を怠り、  
名誉が毀損されるのを放置したため、精神的損害等を被ったとして、損害賠償と名誉毀損  
発言の削除を求めた事例である。2ちゃんねるをめぐるはその後大量の訴訟が提起され  
ているが、裁判所の判断が示されたもっとも早い事例であると考えられる。

2ちゃんねるは、日本最大のインターネット掲示板といわれ、本件訴訟提起時の一日あ  
たりの発言者が約 80 万件あり、設定テーマ数が約 330 種類、個別に数百万個の掲示板があ  
るとされている。利用料は無料であり事前の登録等も不要であるため、インターネットに  
接続しているものであれば、誰もが閲覧することができる。IP アドレス等の接続情報を原  
則として保存していないことを標榜し（このようにアクセスログが保存されず誰が書き込  
みを行ったかがわからない掲示板が、本来の意味での「匿名掲示板」であるともいえる。  
プロバイダ責任制限法が成立する以前は、発信者情報の開示を求める手段がなかったこと  
に加えて、いわゆる匿名掲示板では書き込みに関する記録(アクセスログ)を保存しておら  
ず、事後的に誰が書き込んだかを調べる手段がまったくないことも多かった。)、<sup>11</sup>「使い方&

<sup>8</sup> 東京地判平 11・9・24 判時 1707 号 139 頁

<sup>9</sup> 松井茂樹『インターネットの憲法学』岩波書店、2002 223 頁

<sup>10</sup> 2ちゃんねるの概要については、ひろゆき『2ちゃんねるはなぜつぶれないのか』(扶桑社新書 2007)参照

注意」のサイトに「気兼ねなく、会社、学校、座敷牢からアクセスできるように、発信元は一切わかりません。お気楽ご気楽に書き込んでください」と表示されていた。問題のある発言への対応は、「削除人」とよばれるボランティアが基本的に行っているが、「削除の最終責任は管理人にあります」との立場をとっている。削除の方針として「削除ガイドライン」が設置されており、電話番号、地域・人種等に関する差別的発言、連続してなされた発言、重複して作られたスレッド、過度に性的で下品な発言、著作物に当たるデータの存在する場所の URL の書き込み、宣伝を目的とした URL の書き込み等が削除対象とされていた。

また、削除依頼の方法が指定されており、「削除依頼掲示板」において、削除を求める発言がなされたスレッドの URL、削除を求めるへ告げんのレス番号、削除を求める理由などを記載したスレッドなどを作るなどして、削除を求めることが要求されている。なお、このような方法に従わない削除依頼は、削除人に無視される可能性がある。本件では、原告が削除依頼を行ったのに対して、削除以来の方法に沿っていないことを揶揄・侮辱する発言が削除依頼掲示板でなされている。

東京高裁は、掲示板管理者(控訴人)の削除義務について「発言を削除する権限は最終的には控訴人に帰属している」、「削除ガイドラインは極めてあいまいであり、削除人はボランティアに過ぎないため削除が行われるかどうかは不明確、「名誉を毀損されたものが責任を追及することは事実上不可能」であることなどを理由として、控訴人は匿名性という本件掲示板の特性を標榜して匿名による発言を誘引しているのだから「利用者に注意を喚起するなどして本件掲示板に他人の権利を侵害する発言が書き込まれないようにするとともにそのような発言が書き込まれたときには、被害者の被害が拡大しないようにするため直ちにこれを削除する義務がある」との判示している<sup>11</sup>。

この判断は、匿名の巨大掲示板という特殊事情も考慮したものであると考えられるが、実際の発信者がわからないために ISP や掲示板管理者といった媒介者の責任が問題となっている面も否定できない。また、掲示板管理者の責任を認める根拠として、ほかに救済手段がないことをあげている点も特徴的である。現在 2ちゃんねるはアクセスログの保存を行っており、これによって「被害者の救済」が発信者本人に対して訴訟を提起することでも行いうる状況になっている。見方によっては、アクセスログを保存しない匿名掲示板が実質的に禁止されているともいえ、匿名による表現の自由の観点からは、立法によらないこのような制約は問題ではないかと疑問視する見解もある<sup>12</sup>。なお、ISP などに対する損害賠償請求については疑問を示しながら、被害者の救済を図るために削除義務を課すべきであり、そのためには別途法的根拠が必要であるとする見解もある<sup>13</sup>。この見解によると、「名誉毀損の被害者には、プロバイダに対して、少なくとも削除請求権が認められるべきであ

<sup>11</sup> 東京高判平 14・12・25 判時 1816 号 52 頁

<sup>12</sup> 堀部政男・長谷部恭男編『メディア判例百選』(有斐閣、2005) 229 頁

<sup>13</sup> 町村泰貴「動物病院対 2ちゃんねる事件第 1 審判決」NBL742 号 2002、6 頁

る。もつとも、従来の通常の見方からすれば(中略)名誉毀損による損害賠償請求権に加えて差止め請求権も認められるのであり、損害賠償請求権が成立しないとしながら差止め請求権を認めるというためには別途の法的根拠が必要となる。また、仮に独自に差止め請求権が認められるとすれば、その任意の履行をしないことには削除義務違反となるので、結局損害賠償責任を認めざるを得ないことにもなる」と、現行法の問題を指摘している。

## 2.2 表現の自由と青少年保護

### 2.1.1 青少年保護

インターネット上では、青少年にとって好ましくないとされる情報も大量に流通している。アメリカにおけるインターネット規制立法の議論も青少年の保護が中心のひとつであり、青少年のどのように保護するかということは、重要な課題となっている。

日本では従来、「無店舗型」風俗営業は、「風俗営業などの規制及び行、業務の適正化等に関する法律」の規制対象外となっていた。1998年4月の改正によりアダルト情報の有償提供やアダルトビデオ販売なども規制の対象となり、18歳未満のものに対する販売と雇用が禁止されている。かねてより諸外国から規制が求められていたチャイルドポルノに関しても、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」が1999年5月に成立し、児童ポルノの頒布・販売等に対する罰則が設けられた。いわゆる出会い系サイトについても「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」が2003年6月に成立しており、児童を誘引する行為を禁止し、事業者が児童による利用を防止する義務が課せられている。

アメリカでは、1996年に通信品位法<sup>14</sup>が制定され、一般に禁止されているわいせつな情報だけでなく、「下品(indecent)」または「明らかに不快な(patently offensive)情報についても、18歳未満の未成年者が受信することを知りながら流したものに対して刑罰を科していた。これに対して、権利保護団体等から憲法が保障する表現の自由の不当な制約であるとして訴訟が提起され、連邦最高裁の違憲判決が下されている<sup>15</sup>。その後1997年に、対象を商業目的に限り未成年者に対する有害な情報発信を規制する子供オンライン保護法<sup>16</sup>が制定されたが、これも合憲性が裁判で争われ法の暫定的差止めが認められている<sup>17</sup>。また、2000年には連邦政府の補助金を受ける公立図書館に対してフィルタリング・ソフトのインストールを義務付ける子供インターネット保護法<sup>18</sup>が制定されているが、これに対しては合憲性を認める判断がなされている。東京池判平16・3・24判時1857号108頁は、見出しを「事実の伝達に過ぎない雑報及び時事の報道であり」著作物には当たらないとして、著作

<sup>14</sup> Communications Decency Act of 1996, 18 U.S.C § § 1462, 1465, 2422.

<sup>15</sup> Reno v. American Civil Liberties Union, 521 U.S. 844 (1997)

<sup>16</sup> Ashcroft v. American Civil Liberties Union, 542 U.S. 656, 2004 U.S. LEXIS 4762 (2004)

<sup>17</sup> Children's Internet Protection Act, 20 U.S.C § 9134 (2006); 47 U.S.C § 254.

<sup>18</sup> United States v. American Library Association, Inc., 539 U.S. 194, 2003 U.S. LEXIS 4799 (2003)

権侵害を訴えた新聞社の請求を退けている。控訴審である知財高判平 17・10・6 も見出しの著作物性を否定しているが、新聞社の多大な労力、費用をかけて作成した法的保護に値するものであるとして、不法行為の成立を認めている。

### 2.1.2 サイバーポルノ

デジタル化されたサイバースペース上のわいせつな表現を一般的に、サイバーポルノという。憲法 21 条 1 項で表現の自由が保障されているとはいえ、ホームページにわいせつな画像をアップロードした場合、刑法 175 条のわいせつ物公然陳列罪にあたる可能性が高い。

わいせつ物とは、チャタレー事件によって最高裁によって判事された定義によれば、「わいせつ物とは、いたずらに性欲を興奮または刺激せしめ、かつ普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的動議観念に反するものをいう。」<sup>19</sup>

サイバーポルノは単に違法であり、青少年に有害であるだけでなく、詐欺事件に巻き込まれる可能性が高く危険である。

### 2.1.3 ネットいじめと学校裏サイト

最近深刻な問題となっているのが、インターネットを利用したいじめである。特にいじめの場として上げられるのが、学校裏サイトとよばれているものである。学校裏サイトとは、小学校・中学校・高校に通う生徒達が、学校の公式サイトとは別に同じ学校に通う生徒間での交流や情報交換を目的に立ち上げた非公式なサイトのことを指す。

このネットいじめから自殺者が出るなど、増加の一途をたどるため、各自治体で、携帯電話の学校への持込を禁止したり、フォーラムを開いたり対策が練られてくるようになった。

## 2.3 プライバシー権とパブリシティ権

### 2.3.1 プライバシー権

プライバシー侵害に対しても、不法行為として損害賠償や差止め請求しうる場合がある。プライバシー侵害に対する損害賠償に関して司法の判断を示したものとして、「宴のあと」事件に対する 1964 年の第一審判決がある<sup>20</sup>。この判決では、「詩人がその私生活について他人から干渉されず、私的なできごとについてその承諾なしに公表されることから保護される」としてプライバシー侵害による不法行為の成立を認めその成立要件として「公開された内容が(イ)私生活上の事実又は私生活上の事実らしく受け止められるおそれのある事柄であり、(ロ)一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合公開を欲しないであろうと認められること、(ハ)一般の人々に未だ知られていない事柄であること」を提示している。その後の裁判例でもこの考え方が踏襲されている。

<sup>19</sup> 最大判昭 32・3・13 刑集 11 卷 3 号 997 頁

<sup>20</sup> 東京地判昭 39・9.28 下民集 15 卷 9 号 2317 頁

当初、「公開を欲しないであろうと認められること」という要件は、センシティブ情報であると理解されていたと考えられる<sup>21</sup>。しかし、個人情報の利用が広がるとともに、「公開を欲しない」情報の範囲は広く認められる傾向にあるといつてよい。例えば、当時の中国の江沢民国家主席が早稲田大学で講演した際、講演会に出席予定の学生ら約1400人分の名義を、大学側が同意を得ずに事前に警視庁に提出したことがプライバシーの侵害に当たるかどうか争われた早稲田大学江沢民主席講演会名簿提出事件では、学籍番号、住所、氏名、電話番号など「個人識別のための単純な情報」も「法的保護の対象で無断開示は違法」と初めて位置づけ、「承諾を求めることが困難だった事情はうかがえないのに同意の手続きをとっておらず情報の適切な管理についての期待を裏切った開示はプライバシーの侵害で不法行為となる」と判事している<sup>22</sup>。

### 2.3.2 個人情報保護法

「個人情報」とは、広義には個人に関する情報全般をいい、特に保護法益としては「個人識別情報」を指すものと捉えられる。個人情報の保護に関する法律（平成15年法律57号。以下「個人情報保護法」とする。）2条1項にいわゆる「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）」がこれにあたる。具体的には、上記に掲げられている氏名、生年月日のほかに住所、電話番号、学歴、職歴そして肖像などがこれに含まれる。

こうした個人情報は、従前から、国や地方公共団体の行政機関はもとより、民間企業等においても顧客情報や懸賞・キャンペーンへの応募者の情報など何らかの形で収集され、管理・利用されてきたものであるが、情報技術の発達に伴い、その保護の重要性が増してきた。つまり、これまで紙媒体等の有体物として整理・保管・やりとりされていた情報は、そもそも情報自体がデジタルデータ化されることによって、大容量記憶媒体に記録されて大量のデータを容易に持ち運ぶことや、通信回線を利用して簡易・迅速にデータをやりとりすることが可能になった。そのため、より膨大な量の個人情報が本人の知らぬところで収集され、利用され、あるいは取り引きされる機会の増加が懸念される。

日本では、1980年代以降、OECD 8原則や諸外国の動きを受けて、個人情報保護法制の整備が試みられていたが、ようやく2000年10月に政府の情報通信技術戦略本部個人情報保護法制化専門委員会が「個人情報保護基本法制に関する大綱」を発表し、その後さらに紆余曲折を経て、平成15年に「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」が公布されるに至った。

この個人情報保護法は「基本法」として位置づけられ、「個人情報の適正な取扱いに関し、

<sup>21</sup> 「エロス+虐殺」事件、『逆転』事件、『石に泳ぐ魚』事件

<sup>22</sup> 最判平15・9・12民集57巻8号973頁判事1837号3頁

基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的として掲げ（個人情報保護1条）、OECD 8原則に沿うかたちで個人情報取扱事業者の義務を定めている（同15条以下）がそれらの義務に違反した場合の具体的な罰則規定は設けられていない。その一方で、個人情報の性質および利用方法に鑑みて個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、政府は、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとされており（同6条）、今後特定の個人情報についてはその取扱いに関する具体的な罰則規定をも含めた「個別法」も予定されている。

### 2.3.3 パブリシティ権

パブリシティ権とは財産権としての氏名権・肖像権のことである。有名人の氏名や肖像は、顧客吸引力を有している。顧客吸引力とは、商品の販売を促進する力である。この顧客吸引力は自らの力で作り出したものであるから、顧客吸引力のもつ経済的な利益及び価値を排他的に支配する権利を有する。

物にもパブリシティ権があると考えられる。

### 3 民法・商法関連問題

#### 3.1 電子商取引と電子商店

##### 3.1.1 電子商取引

総務省によると電子商取引とは、「情報通信ネットワーク内のビジネス空間・社会的空間を提供し、その中で一般消費者製造業者、サービス業者、各種団体等の取引（商品の受発注、決済等）・相互交流を実現するネットワークビジネス」を言う。電子商取引について法的定義はないが、概ね広い概念で捉えられている。

##### 3.1.2 サイバースペース上の契約

通常の契約は、当事者間の意思表示の合意により成立する。意思表示は「一定の法律上の効果が発生することを欲する意思（＝効果意思）」と「このような意思を外部に表示する行為（＝表示行為）」という要素に分けられ、このうちどちらかが欠け、あるいはこれらに瑕疵があるときは、その意思表示は完全な効力を生じません。つまり、その場合、売買契約は有効に成立しないということになる。

では、電子商取引における法律行為は、意思表示が完全に成立しているといえるのか。このような電子取引の特質に鑑み、2001年に「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」以下本文中においては「電子契約法」という<sup>23)</sup>が制定された。一般社会での取引に関しては、法律行為の要素に錯誤があった場合でも表意者に重過失があれば当該表意者は当該法律行為の無効を主張できないことが民法95条但書に定められているが、電子契約法では、電子消費者契約での錯誤について、消費者がコンピュータを用いて送信した時に、そのような意思表示を行う意思がなかったか、またはそのような意思表示と異なる意思表示を行う意思があったときには、民法95条ただし書が適用されず、電子契約3条本文により表意者において重過失があった場合でも当該法律行為の無効を主張できるとされる。

#### 3.2 ネットビジネス

##### 3.2.1 ネットビジネス

最近では、自分でホームページを解説し、ネットビジネスを立ち上げる人が増えている。インターネット上のネットビジネスは特定商取引法の通信販売に該当する。いわゆるインターネットを利用した通信販売である。ネットビジネスを立ち上げる場合の法的問題は何かであろうか。

##### 3.2.2 コンテンツ著作権

まず、「知的所有権（intellectual property）」（＝「知的財産権」や「無体財産権」）とは「(1)文芸、美術及び学術の著作物、(2)実演家の実演、レコード及び放送、(3)人間の活動す

---

<sup>23)</sup> 平成13年法律95号

すべての分野における発明，(4)科学的発見，(5)意匠，(6)商標，サービス・マーク及び商号その他の商業上の表示，(7)不正競争に対する保護—に関する権利並びに産業，学術，文芸又は美術の分野における知的活動から生ずる他のすべての権利」<sup>24</sup>と定義づけられている。

「著作権」とは、広義には「著作物」の創作者が自己の著作物に対して持つ排他的権利の総称である。これには著作者人格権も含まれるが、狭義には「著作財産権」を意味し、著作者がその創作に係る著作物を独占的に支配して財産的利益を受ける権利をいう。著作権の内容は、著作者の保護法益や著作物の利用態様によって、それぞれ支分権として著作権法に規定されている<sup>25</sup>。「著作物」の定義は「思想または感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するものをいう（著2条1項1号）」

### 3.2.3 商標とドメインネーム

電子商店の所在地であるドメインネームを取得しなければならない。ドメインネームの申請のときに気をつけなければならないことは、他人の商標を侵害しないかどうか事前のチェックをする必要がある。

## 3.3 消費者保護

### 3.3.1 特定商取引法

訪問販売、電話勧誘販売、マルチ商法をはじめとする消費者トラブルが後を絶たない。これらを規制するのが「特定商取引に関する法律」（特定商取引法）である。

インターネットを利用したネットショッピングは、特定商取引上の「通信販売」に該当する。

### 3.3.2 ネットショッピングとネットオークション

ネットショッピングで商品を購入した場合にもいくつかのトラブルに見舞われる可能性がある。代金を支払ったのに商品が届かない、届いたものが自分の想定していたものと違いことなるなど、簡単に携わる人が多いネットショッピングだけにトラブルが起りやすい。消費者からこのようなトラブルを未然に防ぐために、消費者保護としての広告規制、返品特約がある。これらの消費者保護の法規制とはいかなるものであるか。

## 3.4 金融証券取引法

金融商品取引法とは、現行の「証券取引法」などを抜本的に改正し成立したもので、さまざまな金融商品について開示制度、取扱業者に係る規制を定めることなどにより、国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することを旨とした法律である。この改正の仕方を見ていくと共に、情報関連法の枠組みの参考にしたい。

<sup>24</sup> 世界知的所有権機関設立条約の2条

<sup>25</sup> 著作者人格権につき著18~20条、著作財産権につき著21条以下

## 4 刑法関連問題

### 4.1 サイバー犯罪

#### 4.1.1 サイバー犯罪

近年身近な脅威として一般的に認識されるようになったサイバー犯罪。インターネットに関する犯罪を総称して、一般にサイバー犯罪と呼ぶ。

#### 4.1.2 規制する刑法

サイバースペースにおいてであっても、犯罪がなされた場合には一般社会におけるのと同様に刑法によって論ぜられ、あるいは処断されることとなります。例えば、最高裁ウェブ<sup>26</sup>は、いわゆるパソコンネットのホスト・コンピュータに猥褻な画像データを記憶、蔵置させ、不特定多数の会員が再生閲覧できるようにした場合にも猥褻物公然陳列罪（刑 175 条）が成立すると判示している。また、電子メールや BBS を用いたいわゆるねずみ講の運営・勧誘といった行為については当然ながら無限連鎖講防止法の諸規定が適用されるし、サイバースペースにおいて他人の著作権を侵害した場合には、その民事上の責任のほかに著作権法所定の罰則規定によって処断される場合もある。

さらに、その主要部分が明治時代に制定された刑法で、コンピュータやその他の情報技術に関する犯罪についての規定<sup>27</sup>を盛り込む改正が、幾度かに渡ってなされています。またこうした一般法のほかに、特にサイバースペースにおいて重要な役割を果たす特別刑法も近時盛んに制定されつつあります。コンピュータやネットワークにおけるいわゆるなりすましやクラッキングといった不正アクセス行為およびそれを助長する行為の禁止を規定した不正アクセス禁止法（平成 11 年法律 128 号）はその典型であるといえるでしょう。

## 4.2 サイバー犯罪の種類

### 4.2.1 不正アクセス

サイバー犯罪のなかでも典型的なものが、他人のコンピュータへ不正にアクセスするものである。この不正アクセスについては、「不正アクセス行為の禁止などに関する法律」（不正アクセス禁止法）が 1999 年 2 月 13 日から施行された。

### 4.2.2 コンピュータウィルス

2000 年ころから急激に増え、被害件数だけでなく、ウィルスそのものが巧妙化かつ凶悪化している。

<sup>26</sup> 最判平 13・7・16 およびその原審である大阪高判平 11・8・26 高刑集 52 卷 1 号 42 頁

<sup>27</sup> 電磁的記録（刑 7 条の 2）に関する文書偽造（同 161 条の 2）、業務妨害（同 234 条の 2）および詐欺（同 246 条の 2）の規定、ならびにクレジットカード犯罪に関する諸規定（同 163 条の 2～163 条の 4）

### 4.2.3 スパイウェア

スパイウェアは、利用者や管理者の意図に反してインストールされ、利用者の個人情報やアクセス履歴の情報を収集するプログラムである。インターネットのブラウザ履歴やクッキーからどんなサイトに行きどんな趣向を好むのかを調査し、本人が知らない間にネットの特定場所へ送る。

### 4.2.4 フィッシング・ファーミング

フィッシングとは、実在の金融機関からメールを装い、本物そっくりの入力画面を表示したり、偽の Web サイトにユーザを導いたりして、パスワードやクレジットカード番号をユーザに入力させようとするものである。これにより、金融機関から多額の金額を不正に引き落とししたり、他の架空口座に振り込ませる犯罪が増えている。

ファーミングとは、ユーザが正しい URL を入力しても、自動的に偽のサイトに誘導して個人情報を搾取する行為である。

### 4.2.5 スпамメール

電子メールはインターネットの利用者が必ず使用するツールである。日本では他国と異なり、爆発的に携帯メールが普及した。これに伴い迷惑メール（スパムメール）問題が社会問題にまで発展した。

それでは迷惑メールの迷惑とはどういうことなのか。英語だと **unsolicited Commercial e-mail**（望まれない商用メール）、**unsolicited bulk e-mail**（望まれない大量のメール）、**spam mail**（メニューにスパム入りの料理しかないレストランで、スパム嫌いの人にスパムを強要するというショートコメディから。人にほしくないものを大量に押し付けられることをいう）この迷惑レベルも単なる「ほしくない」メールから、商用目的などの大量メール、発信者情報の詐称による悪意あるメールなど様々であり、「迷惑」とは主観による概念であり、定義づけることはできない。

## 5 知的財産法関連問題

### 5.1 デジタル著作権

#### 5.1.1 デジタルコンテンツ

コンテンツとは何であろうか。一般的意義としては内容物、中身をさすだろう。法律上の意義としては コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律(コンテンツ促進法)第2条によれば、「映画、音楽、演劇、文芸、写真、漫画、アニメーション、コンピュータゲームその他の文字、図形、色彩、音声、動作若しくは映像若しくはこれらを組み合わせたもの又はこれらに係る情報を電子計算機を介して提供するためのプログラムであって、人間の創造的活動により生み出されるもののうち、教養又は娯楽の範囲に属するもの」である。しかし、そうだとすると教養でも娯楽でもない実用ソフトなどはどうだろう。含まれないのだろうか。そもそも何故範囲を限定するのか。これは、行政施策の目的特定のビジネス助成の目的から必要なのだと考え、コンテンツの意義はコンテンツ促進法よりも広くとらえることができると解する。

このうち特に、デジタル方式で記録・貯蓄・送受信されるものを「デジタル・コンテンツ」という。一般的に単に「コンテンツ」という場合はこの「デジタル・コンテンツ」を指す場合が多い。このデジタル・コンテンツにはパブリック・ドメイン<sup>28</sup>にある情報以外のものの大半は著作権法によって保護されている。つまり、デジタル化された知的財産のほとんど、特に著作物および不正競争の対象となりうる知的財産が含まれる。

なぜ「デジタル」において「コンテンツ」なのだろうか。従来のアナログにおけるコンテンツは、メディアやフォーマットに支配されており、これらと一体不可分に提供されてきた。音楽コンテンツで言えばレコードというメディアがそれである。コンテンツを複製する場合でも、送り先はカセット・テープのように定められたメディアで、これに電気信号を伝えて記録するだけであった。デジタル・コンテンツにおいてはそのような制限がない。すなわち、コンテンツに係るデータは、メディアやフォーマットと切り離すことができる。そのようにして切り離したコンテンツは、任意の他のメディアへの複製、形式を変換して他へ活用、通信回線を通じての伝達をすることができるようになるため、コンテンツが際立つことになる。

ここには「デジタル」ゆえの事由がある。デジタル方式にあつては、情報はすべて 0 と 1 であらわされ、情報の等価・平等により、情報の内容それ自体の軽重はいわば無視される。それに由来して、複製、改変、検索が容易になる再利用可能性と通信技術によって、瞬時に遠くへ、また同時に多数へ伝達できる伝達性、遍在性といったメリット、立場によってはデメリットが考えられる。これにより、どんな問題が起きうる、もしくはおきているのだろうか。これには、伝統的な知的財産(特に著作物)との乖離、利便性と権利保護とのジレンマ、規格やハードウェアの仕様に左右されるおそれ、合意による標準化とデファク

---

<sup>28</sup> 著作権者が著作権を放棄しているドメイン

ト・スタンダード(de facto standard)<sup>29</sup>などが考えられる。また、複製の容易性や複製しても品質の劣化が少ないというデジタルコンテンツの特性から、不正コピーの横行による著作権侵害が社会問題にも発展することが多くなっている。

### 5.1.2 知的財産法

「知的財産権」や「無体財産権」を指す「知的所有権(intellectual property)」とはいかなるものであろうか。世界知的所有権機関設立条約の2条(viii)によると「(1)文芸, 美術及び学術の著作物, (2)実演家の実演, レコード及び放送, (3)人間の活動のすべての分野における発明, (4)科学的発見, (5)意匠, (6)商標, サービス・マーク及び商号その他の商業上の表示, (7)不正競争に対する保護—に関する権利並びに産業, 学術, 文芸又は美術の分野における知的活動から生ずる他のすべての権利」と定義される。世界知的所有権機関設立条約とは世界知的所有権機関(WIPO)を設立するための国際条約で、日本も1967年に批准している。

知的所有権は国や地域の産業・文化政策と密接に関連している。元来法制度は、特に刑法のように属地主義を原則とするものにおいては、政策と関連するが、経済に直結する知的所有権においてはそれがいっそう顕著である。この点を理解する前提として、まず知的所有権が国(や地域)ごとに別々であるという認識が必要となる。工業所有権には、「各国権利独立の原則」(パリ条約4条の2)がある。権利が各国ごとに独立して存在し保護される原則、すなわち、同一の知的財産についてはそれに関する権利を認めた国ごとに別個の知的所有権が複数存在し、どのような発明が特許を受けられるかという特許要件や保護期間も国によって異なる。したがって、「ドイツの特許権を日本で侵害する」ということは厳密にはありえず、あるとすれば「ドイツ人の発明に係る日本での特許権を日本で侵害する」ということになる。また、著作権もそれぞれの内国法によって律せられ、「保護国法主義」(ベルヌ条約6条の2第(3)項)が採られている。例えば日本人を著作者とする著作物の著作権が外国で侵害された場合にはその外国、つまり保護が必要とされる国の法律による。

このような、国ごとに権利が独立しているという考え方の背景には、それぞれの国が自国の産業や文化の発展を目論んでいるという事情がある。

主として特許権において用いられる、相対するふたつの政策、「アンチ・パテント政策」と「プロ・パテント政策」を取り上げて考えると理解しやすいだろう。「アンチ・パテント政策」とは、特許要件の実質的要件と手続的要件共に厳しくし、あるいは不特許事由を用いて、いわば特許権を取得するためのハードルを高くすることによって、あまり特許権を取得させないようにするという政策。発展途上国においてよく用いられる。発展途上国では国民の技術力は決して高いとはいえない。もしそうした中で特許要件を易しくすると、

---

<sup>29</sup> デファクト・スタンダードとは国際機関や標準化団体による公的な標準ではなく、市場の実勢によって事実上の標準とみなされるようになった規格・製品のことである。古典的な事例は、VTRのVHS方式やオペレーティング・システムのウィンドウズなどである。

結果的に技術力に勝る先進国の国民たる外国人がどんどん特許権を取得し、その国では当該特許発明に関する技術を実施するのに当該外国人にライセンス料を払わなければならなくなる。しかしこれでは自国の産業の発展は望めない。そこで、外国人に特許権を取得させないためにこうした政策を採る。もちろん、そうすることで勢い自国民も特許権を取得しづらくなってしまいが、逆にいえば、特許権を取得していない発明に関する技術は誰でも自由に実施できるわけだから、むしろそのほうが国全体の産業の発展が見込めるということにもなる。対して、「プロ・パテント政策」とは特許権を取得するためのハードルを低く設定することによって、どんどん特許権を取得させようという政策。先進国においてよく用いられる。先進国ではもともと国民の技術力が高いので、外国人に特許権をさらわれるという心配が少なく、むしろ多くの特許権を認めることによって技術を公開し、特定の技術に対する二重投資を防止してさらに新たな改良技術の開発を促すこともできる。

こうした政策の違いにより、同じ技術がある国では特許発明として保護され、別の国では保護されないという事態も実際にあるが、上記のような事情を考えればそれが決して不思議なことではないということも理解できるだろう。

以上のように、知的所有権は各国ごとに存在しているが、これら各国の権利を調整するのが「工業所有権の保護に関するパリ条約」や「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」といった国際条約なのである。こうした国際条約は、同盟国に対し、他の同盟国国民の知的所有権を保護するにあたって内国民待遇(＝他国民を自国民と差別せず同等に待遇すること)を採るべきことを定め、さらには保護の客体、要件、内容や保護期間につき最低限ないし標準を定めてこれを同盟国に義務づけるという働きをなし、あるいは出願等の手続を簡便にするという働きをなしている。

しかしながら最近では、境界のないサイバースペースにおいて知的財産が利用され、そうした利用から知的所有権を保護する必要性が増すにつれ、より高い水準での国際的調和が強く説かれるようになってきた。こうした主張は主に先進国からなされている。その背景には、先進国国民の権利の目的たる知的財産が途上国において利用されることについて、そこから得られる利益を実効あるものにしたいたいという先進国の思惑がある。が、まだまだ自国の産業・文化の発展を望む途上国にはそうそう簡単に受け容れられることのできないものであるといわざるを得ない。

### 5.1.3 著作権法

「著作権」とは、広義には「著作物」の創作者(＝「著作者」)が自己の著作物に対して持つ排他的権利の総称をいう。これには著作者人格権も含まれるが、狭義には「著作財産権」つまり、財産権としての著作権を意味し、著作者がその創作に係る著作物を独占的に支配して財産的利益を受ける権利をいう。

著作権の内容は、著作者の保護法益や著作物の利用態様によって、それぞれ著作権法に規定されている(著作者人格権につき著 18～20 条、著作財産権につき著 21 条以下。)

「著作物」の定義は著作権法2条1項1号によると「思想または感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するものをいう」具体例は同法10条1項に明記されている。

著作権法17条2項から分かるように、著作権の発生につき無方式主義を採る日本では、設定登録等は一切必要とされず、著作物を創作することのみによってその著作者が著作権を有することとなり、排他的権利としての著作財産権は著作者が自然人である場合は原則、生存中およびその死後50年間保護される。たとえ著作物が未完成であっても著2条1項1号の要件を満たす限り著作物である。

## 5.2 具体例

### 5.2.1 Winny 事件

映画は身近な娯楽のひとつである。映画館に行かずとも、地上波のテレビ放映、ケーブルテレビの映画専門チャンネル、DVD、ビデオオンデマンドなどその視聴の仕方も様々である。これらの多くの映画ソフトは著作権が保護されている。

インターネット上に無断で公開した場合は、もちろん著作権違反となるが、自分で映画ソフトを無料ダウンロードした場合はどうであろうか。この動作を簡単に行えるのが Winny と呼ばれるソフトである。Winny は P2P の技術を利用した Microsoft Windows で動作するファイル共有ソフトである。Winny は 2002 年 5 月に電子掲示板「2ちゃんねる」で公開され、その使いやすさにより急速にユーザを増やしていった。また、その機能の特徴が匿名性にあるため、著作権法の複製権に違反する違法なファイル交換を行いたいものにとって都合がよかったために多くの著作権法違反事件がおき、社会問題にまで発展していった。

最初の事件は京都 Winny 事件である。京都府警察ハイテク犯罪対策室は 2003 年 11 月 27 日、著作権法違反で 2 名を逮捕した。被告人は、他人が著作権を有する著作物情報が記録されたパソコンを用いて、インターネットに接続詞、Winny を起動させ、不特定多数のインターネット利用者に映画情報を自動公衆送信しえるようにしたことにつき、送信可能化権侵害罪(著作権法 119 条 1 号、23 条 1 項)として起訴された。京都地裁は、「Winny は、そのネットワーク内でダウンロードが要求されれば、自動的に目的のファイルを送信する機能を有するから、これを使用していた被告人の尾パソコンが『自動公衆送信装置』に該当することは昭雄らかである」と判事氏、著作権法の送信可能化権侵害を認めた<sup>30</sup>。

翌 2004 年には、開発者もこの事件についての著作権侵害行為を幫助した共犯の容疑で逮捕されたが、この逮捕は大きな議論を呼ぶことになった。例えるならば、包丁を作る職人が、その包丁によっておきた殺人罪の幫助に当たるかということと類似した議論が起こった。これら共に幫助が成立する争点としては、権利侵害の目的のために制作されたものか否かという点にある。つまり、開発者が Winny の主たる目的を著作権法違反のための違法なファイル交換にあるかどうかである。2006 年 9 月 4 日の京都地裁の第 25 回後半で、開発

<sup>30</sup> 京都地裁判平成 16 年 11 月 30 日判時 1879 号 153 頁

者の弁護側は「優れた技術を開発したにすぎない」として無罪を主張したが、同年12月13日、京都地裁は「著作権者の利益が侵害されることを認識しながら Winny の提供を続けており非難は免れない」と判示し、罰金150万円の有罪判決を言い渡した。

## 5.2.2 MP3 問題

上記した映画の不正コピーよりも大々的に行われているのが、音楽の不正コピーである。もちろん音楽も映画と同じように著作権が保護されている。

映像や楽曲のコンテンツは膨大なボリュームがあり、そのデータを処理するには効率よいデータの圧縮機能が必要となる。このデータの圧縮技術の中でも音楽用に一般に使われているのがMP3という技術である。

MP3とはMPEG(Moving Pictures Experts Group)Audio Layer3の略であり、国際標準規格MPEGの音楽圧縮アルゴリズムである。このMPEG Audioは、Layerがおおきほど圧縮率が高い。Layer3は、映像圧縮方式のMPEG-1で利用される音楽圧縮方式のひとつで、人間の感じ取りにくい部分のデータを間引くことによって、高い圧縮率を得ることができる非可逆的圧縮方式を採用している。

MP3は音楽CD並みの温室を保ったまま、データを焼く11分の1にまで圧縮することができる。MP3で圧縮した音楽データのサイズは、1分間当たり1MB程度に抑えることができる。この技術を使えば、簡単にインターネット上で音楽のやりとりが可能になり、自分のパソコンや携帯電話にダウンロードすることができる。また、MP3は当初無料であった為、急速に使用者が増加した。

このMP3を使用した違法サイトがアメリカで多く見つかった。個人が権利者の許可なくMP3を使って音楽ソフトを個人のホームページにアップロードすることができるようになった結果、誰でも自由にアクセスし、音楽ソフトを字便のパソコンに、無料でアップロードすることができる。また、MP3専用のポータブルプレイヤーにより、CDのように路上で尾音楽を再生し、楽しむことができるようになった。この行為は、著作権に対する違法行為であり、複製権と公衆送信権を侵害することになる。

この違法サイトの急増によりアメリカで音楽業界が大打撃を受けたため、アメリカレコード協会はMP3を使用した違法コピーに対する撲滅キャンペーンを実施し、違法サイトに対し複数の裁判を提起した。日本でも、1998年8月から日本音楽著作権協会をはじめとする6団体が、MP3を使った違法サイトに対し、警告を始めた<sup>31</sup>。

本来のMP3の技術自体が違法と考えられているわけではなく、この技術を使って圧縮した音楽ソフトを無断でサーバにアップロードしてデータを蓄積する行為が著作権侵害に該当すると考えられている。

ところが、現在では、MP3プレイヤーというハードウェア、突き詰めるとMP3というフォーマット自体が問題とされている。きっかけはPC用グラフィック・ボードなどで有名

---

<sup>31</sup> 岡村久道「MP3と著作権法」

な Diamond Multimedia Systems 社が、1998年9月14日、Rio PMP300 という ポータブル MP3 再生装置の発売を発表したことである。RIAA は、同年10月9日、Rio の販売に関する暫定的差止命令と永久の差止命令を求める訴えをロサンゼルス中部地区連邦地方裁判所に提起した。同月16日、同裁判所の Audrey Collins 判事は、同月26日に審問をおこなうまで Rio の製造を10日間に限り差し止めるという一方的暫定的差止命令を出している。

このハードウェア自体はウォークマンのような外見だが、インターネットから PC にダウンロードした MP3 フォーマットの音楽データを Rio に取り込んで聴くことができる。

RIAA が問題視している背景には、MP3 というフォーマット自体が二次録音を防止する仕組みを持っていないとい点である。MP3 が大量に普及すると、音楽産業が大きな打撃を被るとみているのだ。アナログ録音機器とは違い、コピーをかさねるたびに音質が悪くなることもない。そこで、米国のオーディオ・ホーム・レコーディング法 (Audio Home Recording Act of 1992 : AHRA) は、デジタル録音機器に対し、二次録音防止装置 (SCMS : Serial Copyright Management System) の装着を義務づけている。<sup>32</sup>本件はこれを装着していないので違反しているとして、販売差し止めを求めたのだ。RIAA は、この裁判は、アーティストや独立系の音楽レーベル、MP3 フォーマットを使用する人々に対して提起されたのではなく、AHRA を遵守せずに音楽を複製しようとする特定の機器に対し提起されたものだと主張している。

これに対し、Diamond Multimedia 社側は、Rio は直接オーディオファイルを記録するわけではなく、ユーザーの PC のハードディスクに保存済みの音楽を再生する機器であって、内部メモリー上に蓄積された如何なるファイルも、PC 以外の装置に保存することはできず、録音機器とは呼べないから、同法に違反しないと主張している。PC に同法は適用されない。しかし、RIAA 側は、Rio に付属するソフトウェアを使えば、CD から録音することもできるのでデジタル録音機であると主張した。

ロサンゼルス中部地区連邦地方裁判所 Collins 判事は、RIAA は Rio が録音機器である可能性を立証することができなかつたので、同法に違反するとは認められないと判示し、Diamond Multimedia 社の主張を認め、今後の裁判で出荷中止を言い渡されない限り、自由に MP3 再生装置を出荷できることとなった。

このような中で、Diamond Multimedia 社は、MP3 フォーマットのコンテンツ販売等を営む GoodNoise、MP3.com、MusicMatch、Xing Technology の4社とともに、同月30日、MP3規格の普及を目的とする MP3 Association を発足させ、同年12月1日には、逆に、反トラスト法等の違反を理由に、Diamond Multimedia 社が RIAA に対し損害賠償請求訴

---

<sup>32</sup> U.S. Copyright Office の <http://lcweb.loc.gov/copyright/title17/> 参照。同法ではデジタル録音機器については、連邦著作権登録局 (Federal Register of Copyrights) に届け出を行い、装置1個あたり一定の使用料を支払うとともに、二次録音防止装置の装着を義務づけている。

訟を提起した。

その後、双方は和解し、RIAAはSecure Digital Music Initiative(SDMI)を発表し、ハイテク業界及び音楽業界に、音楽のオンライン配布のために、不正コピーから保護するためのセキュリティ機能のついた規格を発表した。

### 5.2.3 ナップスター事件

新たに登場した RIAA に対する脅威はとしてあげられるのが、「ナップスター」(Napster)である。これはインターネット上での音楽交換ソフトだ。1998年、ノース・イースタン大学の学生だったショーン・ファニングが音楽をインターネットで検索してダウンロードするために、個人の音楽データのインデックスだけをサーバに蓄積し、情報のやり取りは個人で行うというシステムを構築したことに始まるこのソフトは、かれのハンドルネームにちなんでナップスターと名づけられた。ショーンはおじのジョン・ファニング巢の協力を得て1999年にナップスター社を設立した。

このソフトをダウンロードすれば使えば、ユーザーはナップスター社が設置したインターネットサーバ経由で接続することによって、自分のハードディスクの一部を公開して自分が保存しているMP3ファイルを他のユーザーと共有したり、他のユーザーがナップスターを使って公開しているMP3ファイルを自由にダウンロードすることができる。

1999年12月6日(米国時間)、まず RIAA 傘下のレーベル十数社が集団でカリフォルニア北部地区の連邦地裁にナップスターを訴えた。ナップスターで交換されているファイルの多くは海賊版であって、ユーザーによる著作権侵害行為にナップスターが助長し侵害に寄与しているなどとし、「寄与侵害責任」(contributory infringement)と「代位責任」(vicarious liability)を中心に、カリフォルニア民法 980 条(a)(2)と不正競争法 (unfair competition) 違反が主張された。

これに対し、同裁判所は、「ナップスターのほとんどすべてのユーザは、著作権のある音楽を無断でダウンロード、アップロードしている。ナップスターにおいて料可能ファイルの87%が著作権の保護のあるものであり、70%以上が原告によって保有・保管されている。」としてナップスター者に著作権を有する音楽の複製、ダウンロード、アップロード、伝達または頒布の助長をすることを禁止する狩差止め命令を発した。この事件は控訴され、第9巡回連邦酵素裁判所は、ナップスター社が寄与侵害責任及び代位責任を嘔吐した地裁の半田印を支持したが、仮差し止めが長すぎるとして、カリフォルニア北部地区連邦地裁にこの命令を修正するように差し戻した。これをうけてカリフォルニア北部地区の連邦地裁は、ナップスター社に対して、複製のきんしを命じつつ、原告側にも、著作権を有する音楽作品についてナップスター社に、タイトル、アーティスト名を通知すること義務付けた<sup>33</sup>。

最終的にナップスター社は2002年に破産し、翌2003年にキシオ・インク社に買収され

た。

これらに引き続き、ヘビメタバンドのメタリカ(Metallica)も、2000年4月13日、米ナップスター社とエール大学、南カリフォルニア大学、(USC)、インディアナ大学の3つの大学をカリフォルニア州の連邦地裁に提訴した。訴状によると、メタリカ側は、ナップスターは大規模な海賊行為に基づくビジネスを構築し、容易にブロックできるはずの大学がこれを助長したと主張している。訴えを受けたエール大学は学内からナップスターへのアクセスを禁止し、インディアナ大学も、アクセス禁止後に一旦はアクセスを認めたが再びアクセスを禁止した。南カリフォルニア大学も使用できるコンピュータ制限措置を執り、これらの大学への訴えは取り下げられた。

#### 5.2.4 ポスト・ナップスター

ナップスターと並んで注目されてきたもう一つの種類のファイル交換技術に「グヌーテラ (Gnutella)」がある。グヌーテラは世界最大のインターネット接続プロバイダ「AOL (America Online)」のスタッフによって2000年3月に誕生したもので、ナップスターと異なりサービス提供に中央サーバを要しない完全分散型システムであり、オープンソースなので、グヌーテラのプログラム頒布元が頒布を中止しても、ソースコードを入手している第三者の手で、コードの改訂及び頒布作業が続けられる可能性がある。しかしユーザー数が増加するほどネットワークのトラフィックに慢性的な渋滞が生じ、操作が難しいこともあってナップスターほどの人気を得られなかったため、あえてRIAAから訴訟の対象とされることはなかった。

こうしてナップスターが破綻し、残されたグヌーテラも実用性に乏しい状態の中で、ポスト・ナップスター世代の新興勢力が台頭してきた。西インド諸島に拠点を置くグロクスター社 (Grokster, Ltd.) が提供する「グロクスター」、米国のミュージックシティ・ネットワーク社 (MusicCity Networks, Inc.) が提供する「モーフェス (Morpheus)」など第2世代のファイル交換サービスなどだ。これらのサービスは、オランダ企業・ファストトラック社 (FastTrack) が開発したファイル交換技術のライセンスを受けて運用され、同社CEOはファイル交換サービス「カザー (Kazaa)」の管理も担当してきた。したがって、これら3社のプラットフォームは実質的に同一で互換性を有し、一つの巨大なファイル交換ネットワークを形成してきた。

以上の3社が実施してきたサービスは、グヌーテラと同様の完全分散型であって、専用の中央サーバを置く必要はないとされ、3社のサービス内容はファイル交換用ソフトをダウンロード形式で配布して提供するものだったが、初期のグヌーテラと異なりトラフィックが早く、実用性が認められて人気を呼んできた。なおミュージックシティ社は後に商号をストリームキャスト・ネットワーク社 (StreamCast Networks, Inc.) へと変更し、さらに2002年3月には、ファストトラック・ベースのネットワークから、バージョンアップによりトラフィックの改善されたグヌーテラ・ベースのネットワークへと移行している。

3社のサービスを放置できないと判断した米国の音楽レーベルは、2001年10月、ハリウッドの映画会社と共同で3社を訴えた。プログラムの頒布行為に対し寄与侵害及び代位侵害の双方に関する責任を追及する内容のものだった。こうして、MP3をめぐる法律紛争は、なおも終わることなく深刻化しつつ続いていく。

日本の著作権法でも、著作物をMP3形式に返還し、ハードディスクに保存したものを、ファイル交換サービスを用いて、他のユーザに送信できるようにする行為は公衆送信に該当するため、無断で行えば公衆送信権侵害に当たるといえる。また、ダウンロードしたユーザは、その複製が私的目的であれば、著作権法30条1項により許容されることになるが、さらにMP3ファイルを送信する場合には、公衆送信権侵害とともに、複製物の目的外使用として著作権侵害が成立する可能性が高くなる。

### 5.2.5 私的録音録画補償金制度

上記の例からもわかるように著作物の不正コピーが跡をたない中、私的利用についての見直しがなされ、1993年6月1日から私的録音録画に関する補償金制度が実施されている。この制度は、著作権法の改正により新たに創設されたものである。従来、私的録音録画に関しては自由かつ無償であったが、権利者のこうむる経済的不利益を補償するため、デジタル方式の機器や記録媒体を用いる場合には、権利者に対して保証金を支払うという制度である。補償金の学派、録音機器の場合、カタログ価格の約1.3%、メディアは1.5%である。録画機器の場合は0.65%、媒体は0.5%である。このようにメディアや録音機器を購入した場合、消費者は必ず販売価格に含まれている私的録音録画補償金を支払わなければならない。

個人の私的利用について、著作権法30条1項は「著作権の目的となっている著作物は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。」と規定し、従来、私的使用については自由かつ無償で複製できた。しかし、近時のデジタル録音録画機器の発達及び普及に伴い、その利用が拡大していったため本来権利者が受ける権利を害しているのではないかという指摘がなされ、アメリカやヨーロッパ諸国を中心に権利者に対する一定の保障措置を講ずる国が増えた。このような背景から日本でも私的録音録画補償金制度が導入されるにいたった。

著作権法30条2項に「私的使用を目的として、デジタル方式の録音又は録画の機能を有する機器であって政令で定めるものにより、当該機器によるデジタル方式の録音又は録画の用に供される記録媒体であって政令で定めるものに録音又は録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。」と規定されている。

補償金の管理は、私的録音補償金管理協会(Society for Administration of Remuneration for Audio Home Recording/SARAH)と私的録画補償金管理協会(Society for

Administration of Remuneration for Video Home Recording(SARVH)が行っている。この補償金は、録音録画に使用しない場合は、管理団体から返金を受けることができる仕組みになっている。

### 5.2.6 ソフトウェアの不正コピー

パッケージソフトウェアは、通常購入する商品と異なり、購入者の所有物とはならない。購入者は、当該ソフトウェアを一台のコンピュータだけで使用する権利(ライセンス)を購入したことになり、所有者ではなくその使用を承諾されたユーザになる。したがって他のコンピュータに複製することは著作権法違反にあたる。故意に不正コピーを行ったか、カジュアルコピー<sup>34</sup>かを問わず、その行為は違法なものとして処罰対象になる。

具体的事例としては、パソコン用ビジネスソフトを不正コピーして、業務に利用され、著作権を侵害されたとして、アメリカのソフトメーカー3社が、司法試験予備校を相手に1億1,400万円の損害賠償を求めた事件がある。予備校は、1999年にマイクロソフト社のExcel、アップルコンピュータのMacDraw、アドビのPageMakerといった3社のソフトを無断で違法コピーし、教材作成や事務処理に使用していた。予備校側は、「コピー発覚後に世紀ソフトを購入した。ソフトの使用許諾契約では、一度代金を払えば無期限で利用できることになっており、原告に損害を与えていない。」としたが、東京地裁は、「著作権侵害行為は、違法にコピーした時点で成立している。」と判示し、予備校側の主張を退け、「正規品の小売価格と同額の損害賠償をすべきだ。」として、原告側の主張をほぼ認め、予備校に8,500万円の支払いを命じた<sup>35</sup>。

この事件はほんの一例絵あり、多くの企業や学校でライセンスを受けているソフトウェアの数よりも多くのソフトウェアが稼働していることは珍しくない。2001年にアメリカのビジネス・ソフトウェア・アライアンス(Business Software Alliance/BSA)が発表したコ

---

<sup>34</sup> 大量にコピーしての販売や、インターネットで広くばら撒かななどの悪質なものと区別して、友人間での貸し借りや、所有する複数の機器へのコピーやインストールなど、個人的に軽い気持ちで行なわれる行為をカジュアルコピーという。悪質な不正コピーの方が一件あたりの著作権者に与える損害額は大きいですが、当事者はそれが犯罪であることを明確に自覚しており、取り締まりを強化していけば抑止効果が期待できる。また、件数も少なく取り締まりも比較的行ないやすい。これに対し、カジュアルコピーは一件あたりの損害は軽微だが、件数が膨大なため、ケースによってはトータルの損害額は悪質なものよりも大きくなる場合もありえる。また、当人には罪の意識が薄い、もしくは、そもそも不正な行為であると認識していないことが多く、取り締まりも困難である。このため、近年では、ソフト産業やコンテンツ産業の業界全体がカジュアルコピーを行なわないよう啓蒙活動を行ったり、カジュアルコピーを防ぐための簡易なコピー機能を持たせるなどの対策を講じている。

<sup>35</sup> 東京地判平成13年5月16日判時1749号19頁

ンピュータ・ソフトウェアの全世界の違法コピー率は 40%に達し、損害額は 110 億ドルとなった。中でもアジアの違法コピーが 47 億ドルで、その多くは中国での違法コピーである。世界的にもっとも違法コピー率が高かったのは、東欧地域の 67%である。日本でも 37%で、損害額は 2,000 億円に達した。この原因として考えられるのは、ソフトウェアの著作権や違法コピーにたいする認識が甘く、特に組織内での違法コピーが後を絶たないことがあげられるであろう。

## 6 訴訟法関連問題

### 6.1 国際裁判管轄権と準拠法

サイバースペースには国境がなく、グローバルな世界が広がっている。クリックひとつでグローバル世界に入り込むことができ、国際的な契約も可能である。しかし、一度問題が生じると国境をまたがる民事紛争に発展してしまう。情報に対する規制は国家によって異なる。わいせつな情報に対して規制を行っている国は多いが、何がわいせつに当たるかという基準は国によって大きくことなる。そのため、ある国では合法な情報が他国では違法とされる場合も多い。実際に、日本では違法とされている情報を多数インターネット上では見ることができる。そこで、国際的な争いの場合、どの国のどの裁判所に訴えることができるのかが問題となる。

日本刑法、第1編第1章の第1条から第5条で、刑法の処罰が及ぶ範囲を規定している。刑法による処罰の対象となるのは、原則として国内犯であり、国外犯が処罰される場合は限定してこれを列挙している。濃く外販処罰が定められている犯罪には問題なく日本国刑法を適用することができるが、国外犯処罰規定がない犯罪は、国内で行われた犯罪以外は刑法で処罰されないことになる。

そこで、例えば、日本にいるものが海外のサーバーに違法な情報を蓄積する行為が、国内犯に当たるかどうか問題となる。これについては、日本では、日本国内で構成要件に該当する事実の一部が発生すれば国内犯となるという見解が通説・判例の立場であり、「偏在説」と呼ばれている<sup>36</sup>。この見解にたてば、情報のアップロードやそれに伴う金銭の授受などが、構成要件の一部に該当するとみなされれば、日本刑法が適用されることになる。アメリカのISPのサーバにWebページを開設し、わいせつな画像を不特定多数のインターネットユーザーに閲覧させたものに対して、わいせつ図画公然陳列罪が認められた事例もある<sup>37</sup>。ただし、海外へのアップロードを刑法大175条の実行行為とすることを疑問視する見解<sup>38</sup>や、わいせつ画像等については当該情報にアクセス可能な場所の全体について構成要件的结果が発生しているのであるから、このような行為の有無に関わらず適用の可能性があるとする見解もある<sup>39</sup>。

刑法の適用がある場合でも、情報発信者が海外にいる場合には、実際に操作などを行うことができるのかも問題になる。捜査機関が海外で操作を行うことは、原則としてない。ある国で犯罪を行ったものが別の国にいる場合には、捜査共助や犯罪人引渡しといった捜査協力が行われることがある。しかし、この場合、双方の国でその犯罪が処罰の対象になっていることが原則であり、実際にはかなり限定的な場合に行われていると見てよい<sup>40</sup>。

<sup>36</sup> 渡辺卓也『電脳空間における刑事的規制』(成分堂、2006)10項以下

<sup>37</sup> 山形池判平成10年3月20日

<sup>38</sup> 園田寿「山形わいせつ情報海外送信事件」法学セミナー523号(1998)126頁

<sup>39</sup> 山口厚「コンピュータ・ネットワークと犯罪」ジュリスト1117号(1997)73頁

<sup>40</sup> 法務省法務総合研究所編『平成19年度版犯罪白書—再犯者の実態と対策』佐伯印刷(2007)91頁

インターネット上で誹謗中傷や著作権侵害などの不法行為が行われた場合にどの国の法律が適用になるかということについては、2007年1月1日に「法の適用に関する通則法<sup>41)</sup>」が施行されている。不法行為の準拠法は、(1)結果発生地によることを原則としつつ、その地における結果の発生が通常予見できないものであったときは加害行為地法による(17条)、(2)生産物責任については生産物の引渡しを受けた地の法によることを原則とする(18条)、(3)名誉毀損または信用の毀損については被害者の居住地方による(19条)、(4)原則によって適用されるほうの地よりも明らかに「密接に関連する他の地」がある場合にはその地の法による(20条)、(5)当事者による準拠法の変更はできるが第三者の権利を害することはできない(21条)、と定められている<sup>42)</sup>。例えば、インターネット上で誹謗中傷などの情報発信が行われた場合には、被害者の居住地法が準拠法となり、理論的には世界の法律が準拠法になりうる。

また、裁判管轄については、被告住所地国と損害発生地国とが異なる場合には、そのいずれにも裁判管轄が認められるのが一般的であるとされる<sup>43)</sup>。

### 6.1.1 国際裁判管轄権

当該事件について国際的に、どの国が裁判を行う権限があるかという問題が国際裁判管轄権である。

### 6.1.2 準拠法

紛争解決に使う法律は、どの国の法律であるかという問題が準拠法である。

### 6.1.3 国際条約

国際的な民事紛争に関する分野を国際私法とよび、日本の国際私法として「法の適用に関する通則法」がある。しかし、特定の国家間での条約がある場合には、それに従うことになる。適用すべき条約特別な条約がない場合は、各国の民事裁判権に対する考え方に委ねられ、各国の国内法により、自国の国際的な裁判管轄を決定することになる。

## 6.2 裁判外紛争解決手続きの可能性

ADR (Alternative Dispute Resolution) とは裁判外紛争解決手続きのことであり、仲裁、調停、斡旋のように裁判によらない紛争解決を広く指す。日本では平成16年に、「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」(ADR法)が成立した。同年に仲裁法も施行されている。これら二つの法律を中心に、日本における裁判外紛争解決手続きの拡大可能性を検討したい。

---

<sup>41)</sup> 平成18年法律第78号

<sup>42)</sup> 中西康「契約に関する国際私法の現代化」ジュリスト1292号(2005)25頁

<sup>43)</sup> 道垣内正人「サイバースペースと国際私法」ジュリスト1117号(1997)60頁

### 6.2.1 裁判外紛争解決手続き

ADRとは裁判外紛争解決手続きを広く指し、裁判所において行われている民事調停や家事調停も含まれる。特に国際商事紛争の解決に広く利用されており、日本では、日弁連紛争解決センター、国際商事仲裁協会(The Japan Commercial Arbitration Association/JCAA)などがある。また、行政機関である建設工事紛争審査会、公害等調整委員会などや弁護士会、社団法人その他の民間団体が行う仲裁、調停、斡旋の手続きもすべて裁判外紛争解決手続きに含まれる。つまり、ADRは訴訟手続きによらず民事上の紛争を解決しようとする紛争当事者のために、公正な第三者の関与による解決を図る手続きのことである。

しかしながら、裁判外紛争処理期間があるものの、裁判所の調停を除き、民間業者の行うADRは十分に活用されているとはいいがたく、十分に機能していないのも現状である。ADRは、厳格な手続きにのっとり行われる裁判に比べ、紛争分野の専門的な知識を持つ第三者による柔軟かつ実情に即した迅速かつ低コストの解決を図れることが特徴である。よって、ADRをより利用しやすく、自由に選択できるようになれば、このようなADRの特徴を活かした紛争解決が行われることになるだろう。とくに、インターネットや知的財産権など高度な専門性が要求される分野では、ADRをもっと活用することにより、迅速、公平な解決が可能となるであろう。

## おわりに

ここまでサイバースペースでおこる様々な問題を、具体的事件を例にとり紹介してきた。しかし、この論文を書いている最中にもさおバースペース上には新たな問題の種がうまれ、また別の新たな問題が具現化し、そして周知の問題となり始めたものもあるだろう。解決策を図っても、またあらたな問題が生まれ、いたちごっこのような関係に終止符を打つことのできる日はくるのであろうか。現時点ではおそらく不可能であろう。サイバースペースはいまだ成長し続けており、その成長の助長には世界中のインターネット利用者が手を貸している。まるでブラックホールのように全貌の見えないこの空間はいつかすべてを飲み込んでしまうかもしれない。そうならないように後手後手に回っている問題の解決を早急に図るだけでなく、予想しえる範囲については思考をめぐらせ先手を打って対策を練ることが必要があると考え。インターネットにつながれた世界は広がりを見せ、一昔前に言われていたような誰もが自由を享受できる規模ではなくなってしまったのだ。

サイバースペースはすでに現実社会と同化したといっても過言ではないだろう。そのため、従来の実社会だけを想定した法律のつなぎ合わせの法構成からの脱却を図る必要がある。あらたな法体系を構築することは必要であろう。また、法的問題はあらゆる分野にわたること、サイバースペースには国境のないグローバルな世界が広がっていることから、世界全体を対象とする統一的な法律が必要とされていると考える。

以上

## 参考文献・参考 URL

### <書籍>

- 高田寛『Web2.0 インターネット法』文眞堂 2007年
- 名和小太郎『デジタル著作権』みすず書房
- 高瀬『ユビキタス時代の情報セキュリティ』ふくろう出版
- 戒野敏浩『デジタルコンテンツマネジメント』同文館出版
- 松田貴典『ビジネス情報の法とセキュリティ』白桃書房
- 小向太郎『情報法入門-デジタルネットワークの法律』NTT出版 2008年
- 岡村久道『情報セキュリティの法律』商事法務 2007年
- 指宿信・米丸恒治編『インターネット法情報ガイド』日本評論社 2004年
- 芦部信喜『憲法』岩波書店 2007年

### <HP>

- 首相官邸 HP <http://www.kantei.go.jp/index.html>
- 内閣府 HP <http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/index.html>
- 警察庁 HP <http://www.npa.go.jp/>
- 警視庁サイバー犯罪対策 <http://www.npa.go.jp/cyber/index.html>
- 総務省 HP <http://www.soumu.go.jp/>
- 独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) <http://www.ipa.go.jp/>
- 岡村久道 HP <http://www.law.co.jp/okamura/copylaw/mp3.htm>
- 著作権法 <http://www.cric.or.jp/db/article/a1.html>
- BSA <http://www.bsa.or.jp/index.html>
- 私的録音録画補償金協会 <http://www.sarah.or.jp/>
- 私的録画録音補償金協会 [http://www.sarvh.or.jp/dis/a\\_navi.html](http://www.sarvh.or.jp/dis/a_navi.html)
- 日弁連紛争解決センター
- 国際商事仲裁協会 <http://www.jcaa.or.jp/>